

佐賀県告示第 320 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 27 年 7 月 4 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 27 年 7 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

化学名 2 - [(4 - クロロ - 2 , 5 - ジメトキシフェネチルアミノ) メチル] フェノール (通称名 : 25C - N B O H) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。